

資料編

1 計画策定経過等

(1) 会議等の経過（第4次旭川市食育推進計画関連分）

時 期	会 議 等
令和4年 5月23日	令和4年度第1回旭川市食育推進関係部局会議（庁内） ・「第3次旭川市食育推進計画」の評価及び「第4次旭川市食育推進計画」の骨子について
令和4年 6月 7日	令和4年度第1回旭川市食育推進会議 ・第3次旭川市食育推進計画の評価について ・第4次旭川市食育推進計画の骨子について
令和4年 6月28日 ～ 7月 4日	令和4年度第2回旭川市食育推進関係部局会議（庁内・書面） ・第4次旭川市食育推進計画の指標について
令和4年 7月14日	令和4年度第2回旭川市食育推進会議 ・令和4年度会議の予定について ・第3次旭川市食育推進計画の評価について ・第4次旭川市食育推進計画の骨子について
令和4年10月11日	令和4年度第3回旭川市食育推進関係部局会議（庁内） ・第4次旭川市食育推進計画案について
令和4年11月 9日	令和4年度第3回旭川市食育推会議 ・第4次旭川市食育推進計画案について
令和4年11月14日 ～11月17日	「第4次旭川市食育推進計画（案）」に対する意見照会（庁内）実施
令和4年12月19日 ～令和5年1月27日	「第4次旭川市食育推進計画（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）実施
令和5年 2月10日	令和4年度第4回旭川市食育推進関係部局会議（庁内） ・第4次旭川市食育推進計画について
令和5年 2月27日	令和4年度第4回旭川市食育推会議 ・第4次旭川市食育推進計画について

(2) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果

- ア 実施期間：令和4年12月19日（月）～令和5年1月27日（金）
- イ 実施方法：保健指導課，市政情報コーナー，第二庁舎案内，第三庁舎案内，各支所（東部まちづくりセンターを含む。），公民館等での資料配布並びに旭川市ホームページ及びこうほう旭川市民「あさひばし」への掲載により意見を募集
- ウ 意見件数：2件
- エ 意見に対する旭川市の考え方：旭川市ホームページに掲載
旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

2 第3次旭川市食育推進計画における目標値の達成状況（12項目）

【達成度（4区分）】

- A 目標を達成しているもの B 目標に向けて改善がみられたもの
 C 当初値を維持しているもの（±1%未満） D 改善がみられなかったもの

指標名		当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (R3年度)	達成度
1	食育に関心を持っている市民の割合	67.3% (H27)	72.3% (R3)	80%以上	B
2	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の 割合	39.5% (H27)	40.2% (R3)	50%以上	C
3	朝食を欠食する市民の割合 若い世代（20歳代～30歳代）	26.0% (H27)	39.3% (R3)	15%以下	D
4	生活習慣病の予防や改善のために食事 や運動に留意している市民の割合 ○自分の適正体重を維持することので きる食事量や栄養バランスを理解して いる割合 ○定期的な運動を実践して半年以上継 続している割合	51.5%	56.2%	60%以上	B
		29.7% (H27)	29.6% (R3)	40%以上	C
5	朝食又は夕食を家族と一緒に週7回以 上（1日1回以上）食べる割合	74.7% (H27)	77.9% (R3)	85%以上	B
6	朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ○小学生（5年生） ○中学生（2年生）	86.2%	83.0%	90%以上	D
		81.3% (H26)	79.2% (R2)	90%以上	D
7	外食や食品を購入する時に栄養成分表 示を参考にする人の割合	37.3% (H27)	42.9% (R3)	50%以上	B
8	栄養成分表示の店の登録数（飲食店）	55件 (H27)	—	80件以上	評価 困難 ※1
9	学校給食が好きだと思う児童生徒の割 合 ○小学生（5年生） ○中学生（2年生）	70.4%	69.1%	75%以上	D
		48.8% (H26)	51.9% (R2)	60%以上	B

資料編

指標名		当初値 (年度)	現状値 (年度)	目標値 (R3 年度)	達成度
10	クリーン野菜表示販売率 (出荷額における割合)	51.7% (H27)	55.9% (R2)	65%以上	B
11	安全性に関して食品表示を参考にする 人の割合 (生産履歴, 保存方法, 使用方 法等)	83.5% (H27)	—	90%以上	評価 困難 ※2
12	地場の食材を意識して食べている人の 割合	60.3% (H27)	57.4% (R3)	70%以上	D

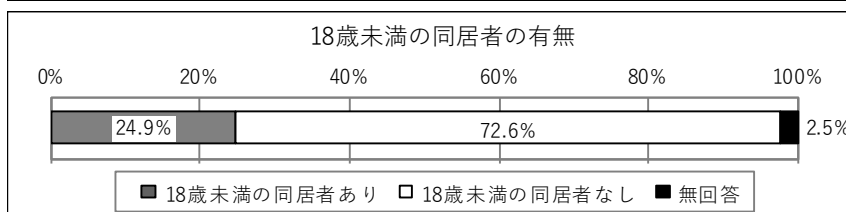
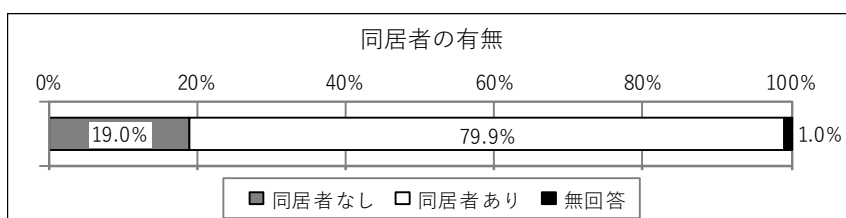
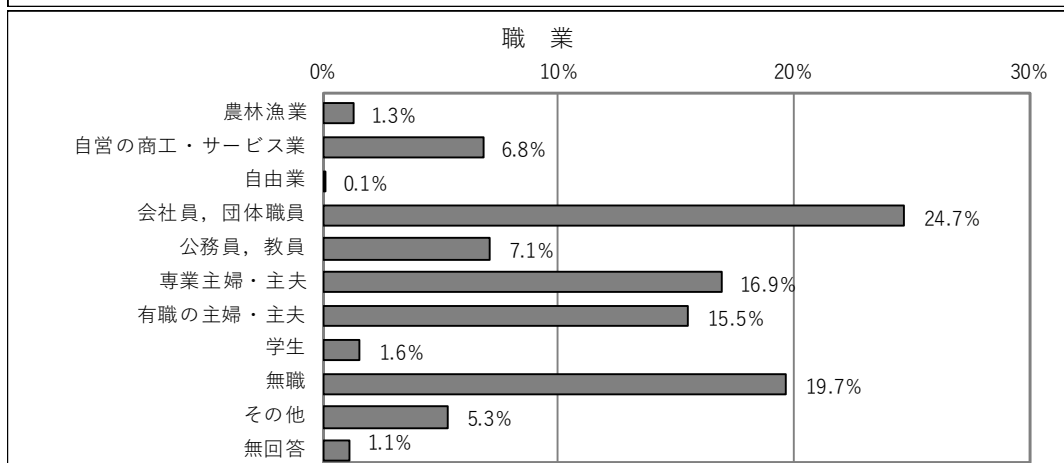
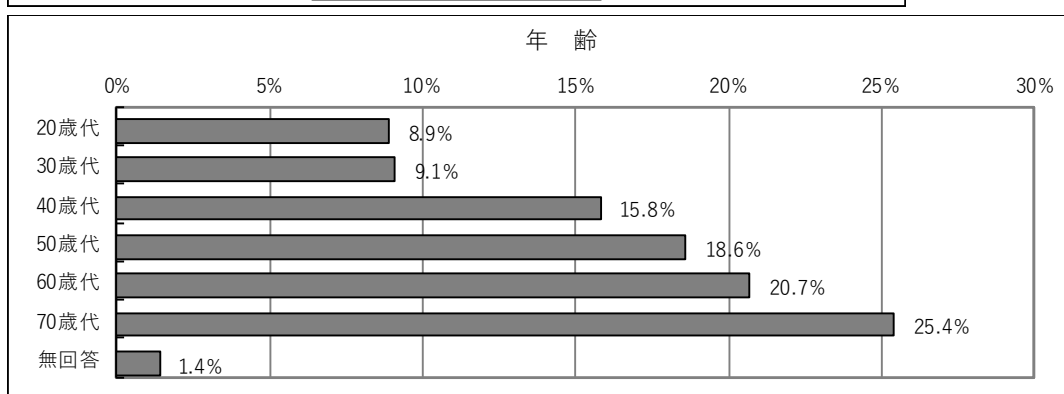
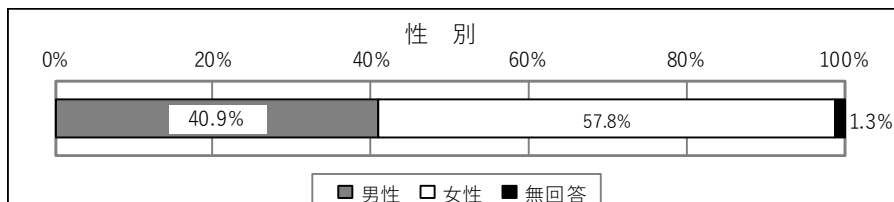
※1 事業が終了したため。

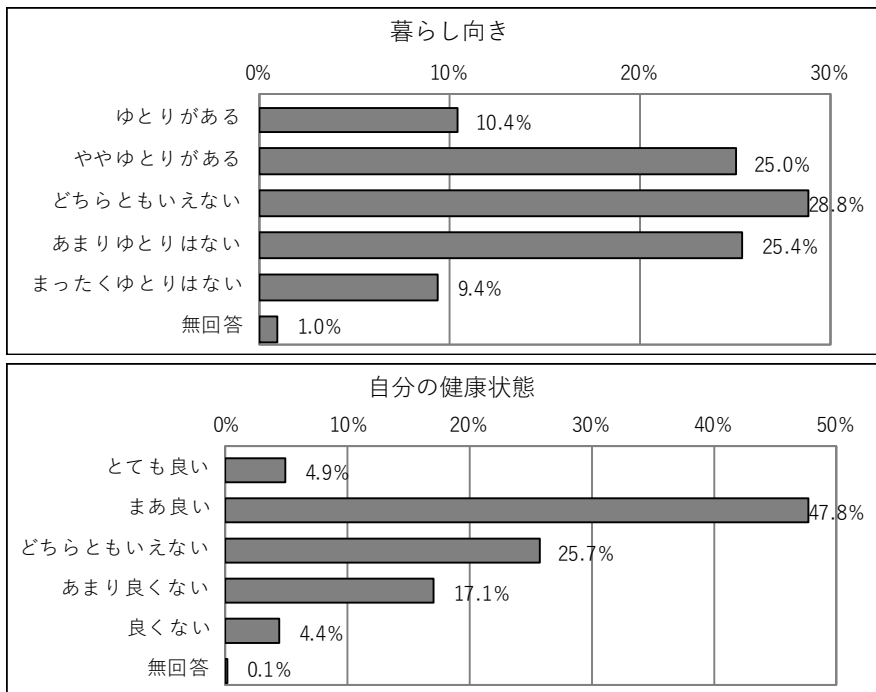
※2 社会情勢等により設問内容を変更したため。

3 令和3年度旭川市食育に関するアンケート調査結果

対象者：20歳から79歳の男女3,200人 有効回答：1,061人（33.2%）

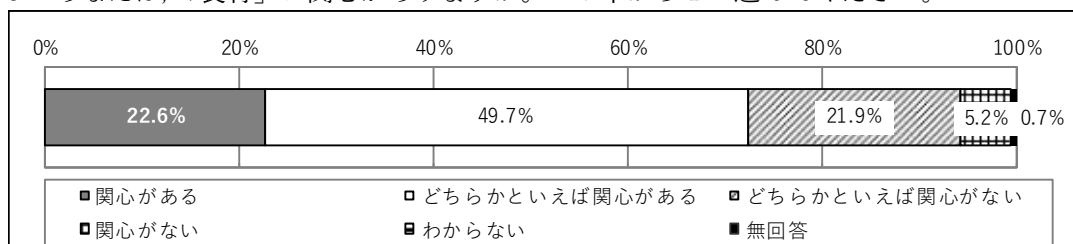
(1) 回答者の属性：問1～5（性別と年齢については令和3年度旭川市栄養調査より）



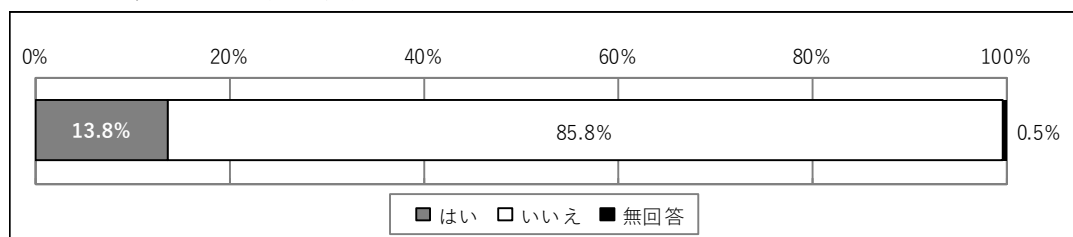


(2) 食育に関する意識について

問6 あなたは、「食育」に関心がありますか。この中から1つ選んでください。

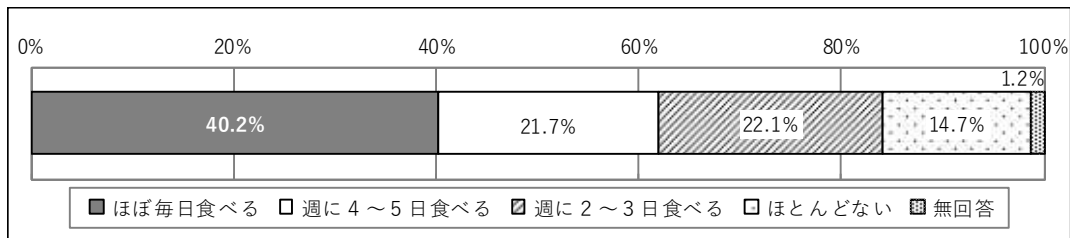


問7 旭川市では、平成27年から8月と9月を、「あさひかわ食育推進月間」と定めています。市内スーパーや食育イベント、保育園・学校等の給食だよりなどを通じてPRしていますが、それらを見る機会がありましたか。



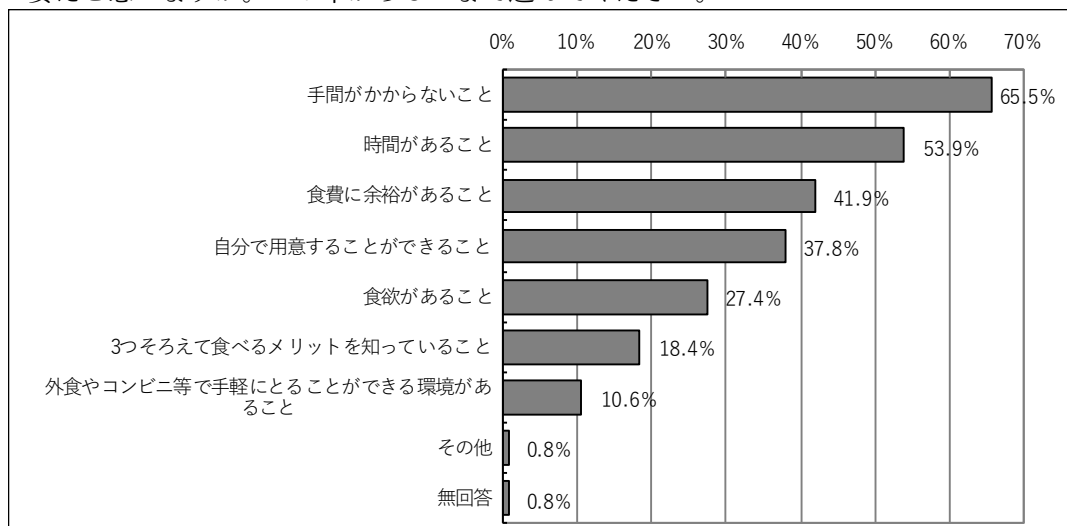
(3) 現在の食生活・生活習慣について

問8 主食（ごはん、パン、麺など）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理）・副菜（野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理）をそろえて食べることが1日に2回以上あるのは週に何日ありますか。この中から1つ選んでください。

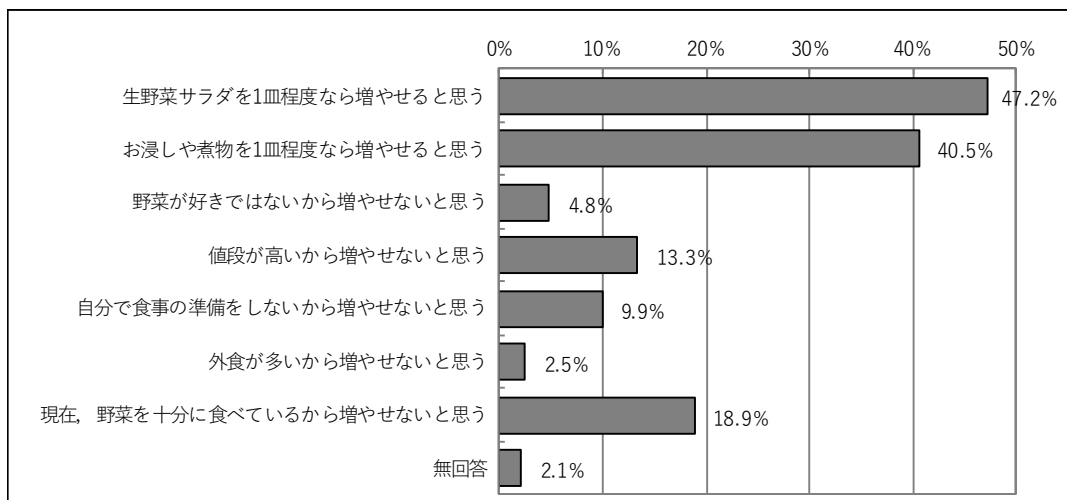


問9 <問8で「週に4~5日食べる」、「週に2~3日食べる」、「ほとんどない」とお答えいただいた方におたずねします。>

主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる回数を増やすためには、どのようなことが必要だと思いますか。この中から3つまで選んでください。

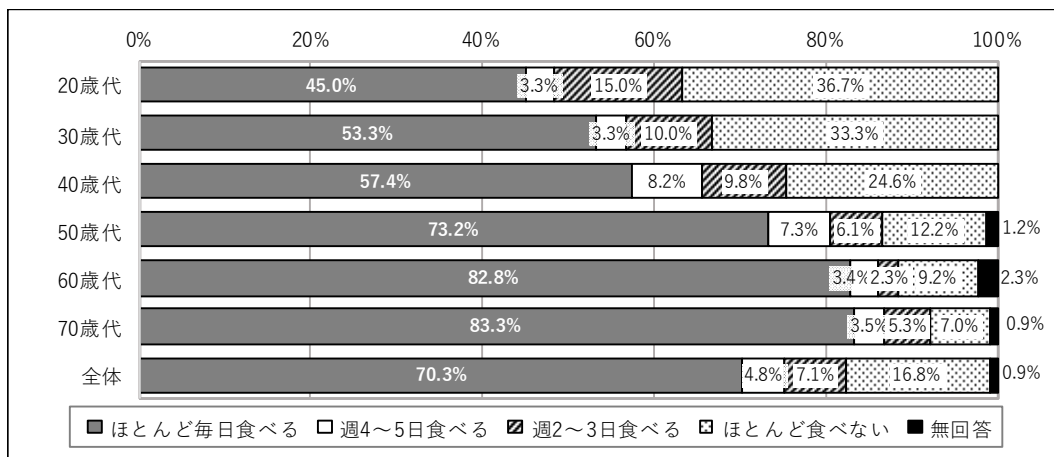


問10 あなたは、ふだんの食事で1日あたり「あと1皿程度、野菜を増やすこと」についてどう考えますか。あてはまる番号をすべて選んでください。

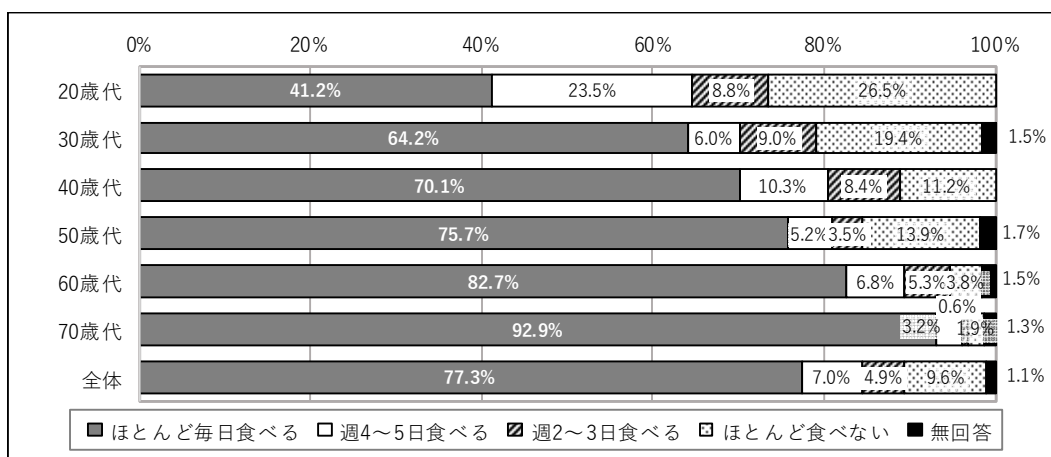


問 11 あなたはふだん、朝食、昼食、夕食を食べますか。食事区分ごとに1つずつ選び○をつけてください。

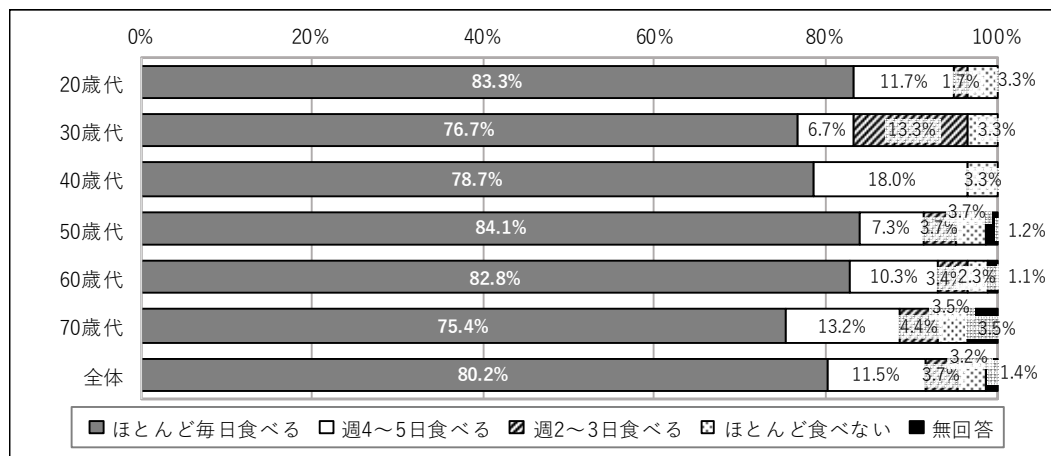
【朝食（男性）】



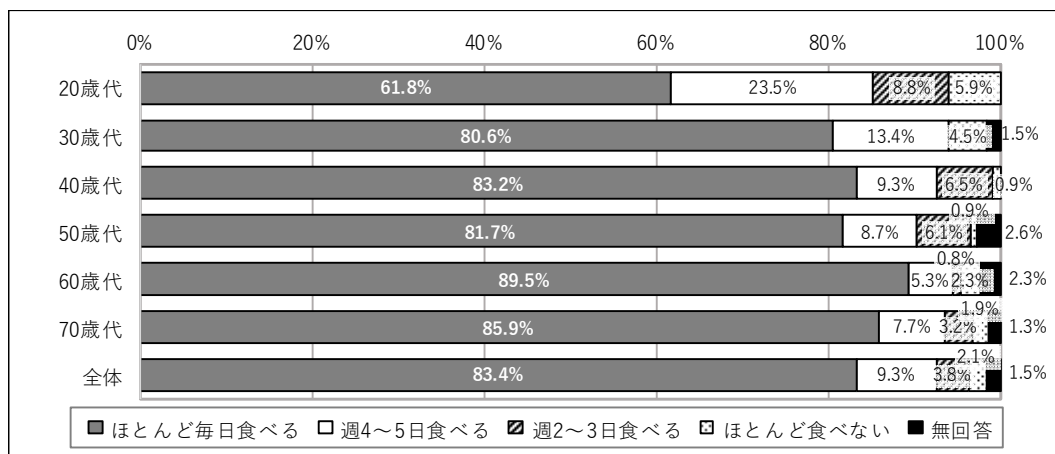
【朝食（女性）】



【昼食（男性）】



【昼食（女性）】



【夕食（男性）】

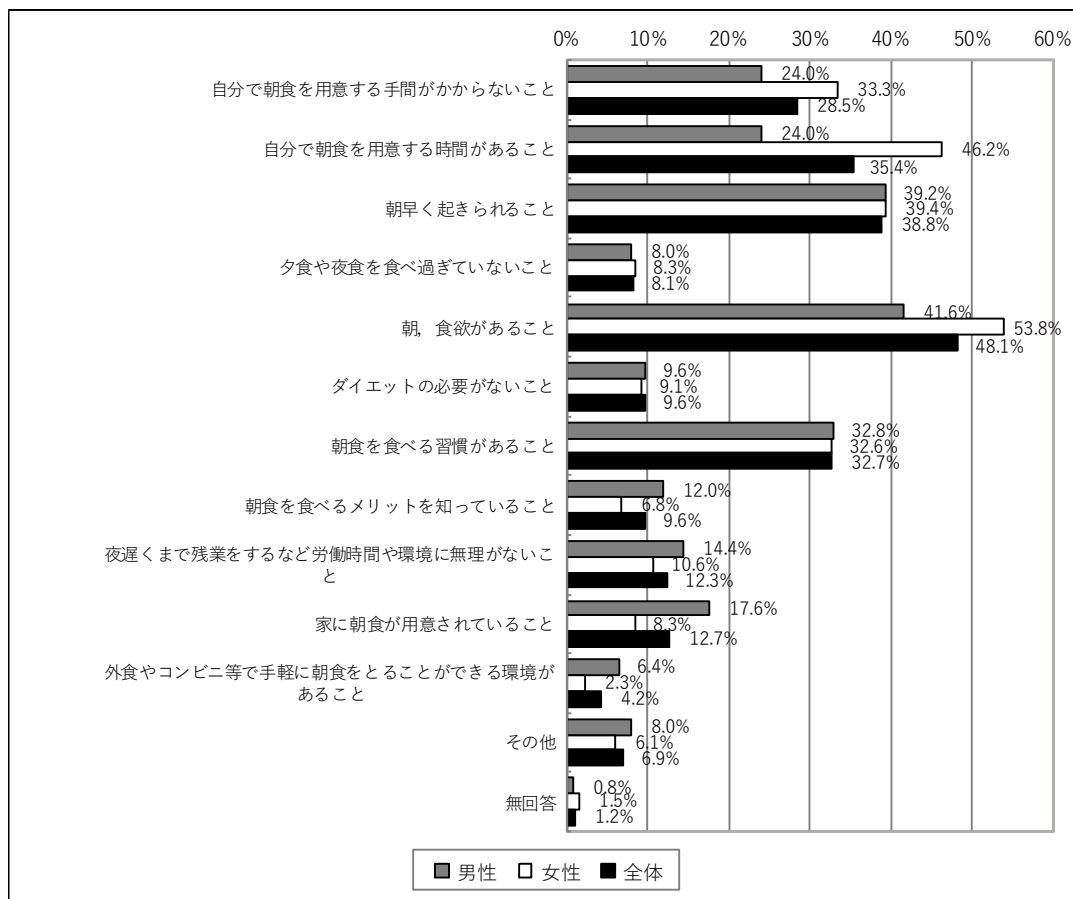


【夕食（女性）】

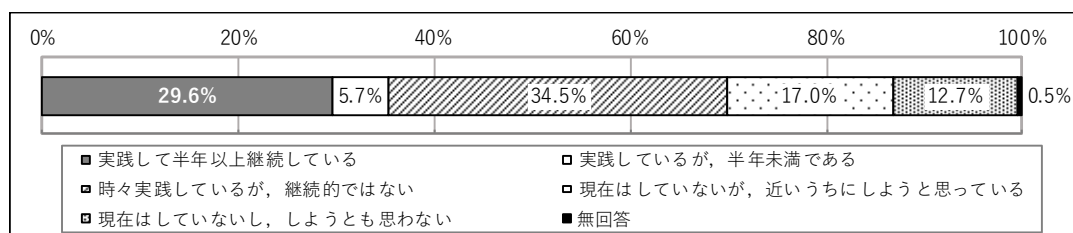


問 12 <問 11 (ア) 朝食を「週に 4～5 日食べる」, 「週に 2～3 日食べる」, 「ほとんど食べない」を選んだ方におたずねします。>

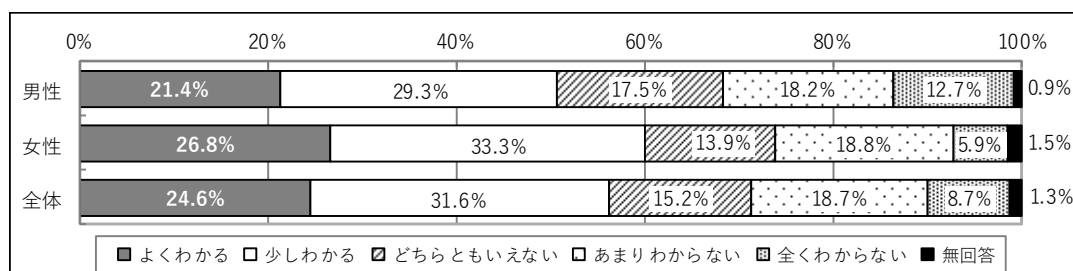
朝食を食べるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号をすべて選んでください。



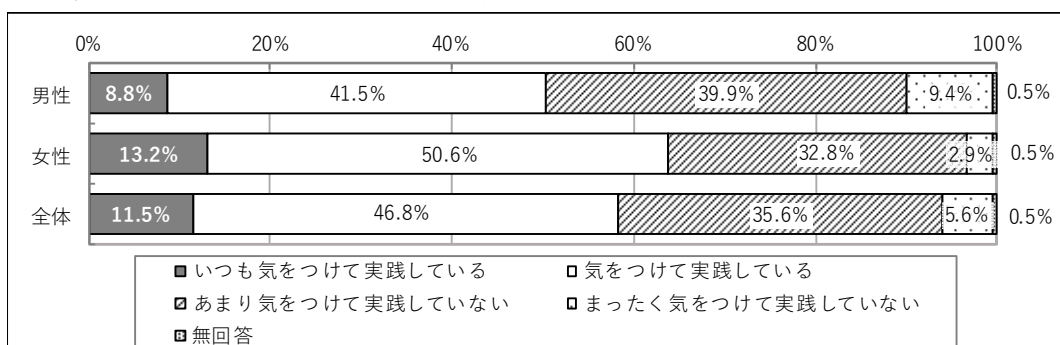
問 13 あなたは、健康のために体操や歩くなど定期的な運動を実践していますか。この中から 1 つ選んでください。



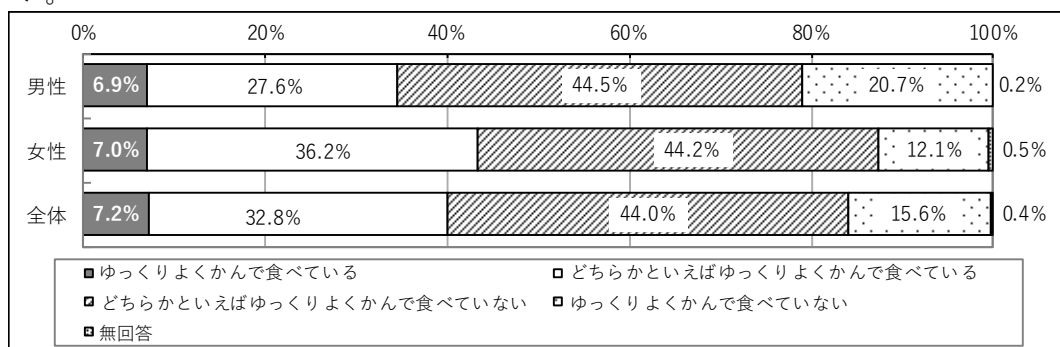
問 14 あなたは、健康を維持するため (適正体重を維持するなど), 自分に適した 1 食の量とバランスがわかりますか。1 つだけ選んでください。



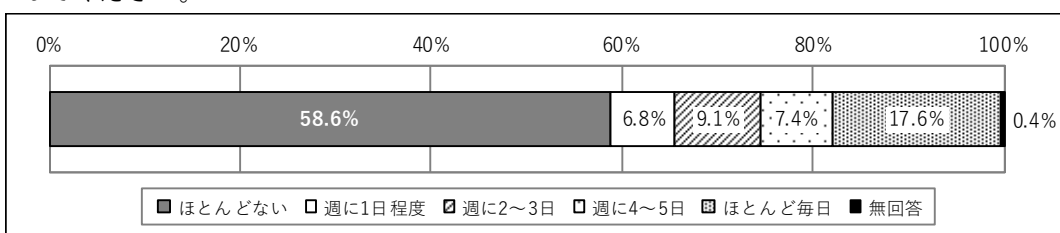
問 15 生活習慣病予防のために、あなたは、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。この中から1つ選んでください。



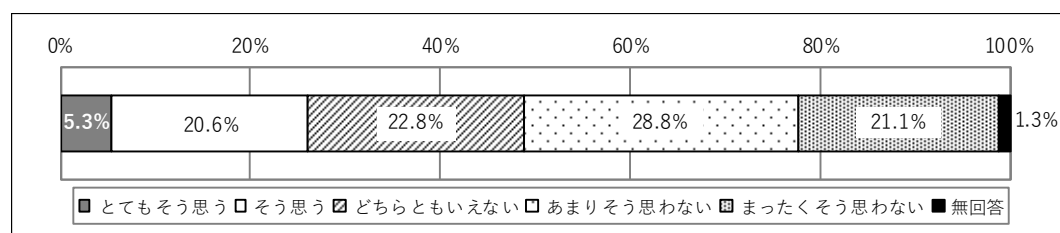
問 16 あなたはふだんゆっくりよくかんで食べていますか。この中から1つ選んでください。



問 17 あなたは、1日のすべての食事を1人で食べることはありますか。この中から1つ選んでください。

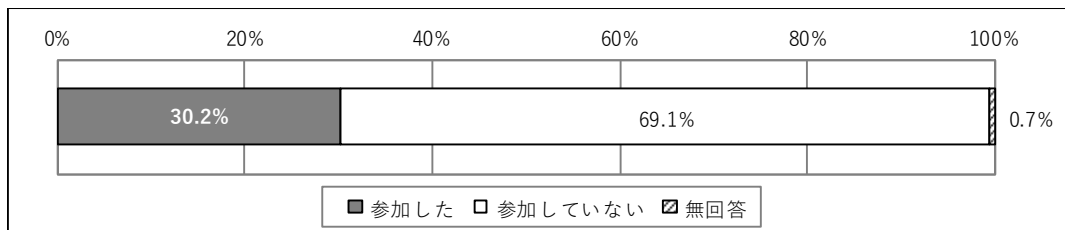


問 18 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策が十分にとられているという前提でお伺いします。地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等の機会があれば、あなたは参加したいと思いますか。この中から1つ選んでください。



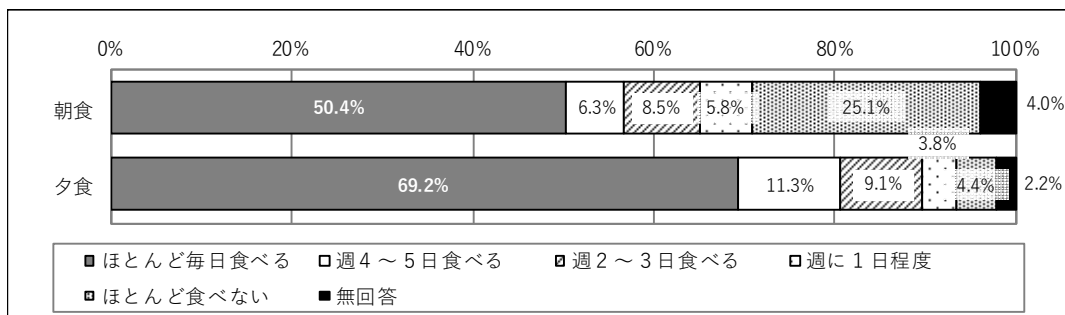
問19 <問18で「とてもそう思う」、「そう思う」とお答えいただいた方におたずねします。>

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策が十分にとられているという前提でお伺いします。地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等の機会があれば、あなたは参加したいと思いますか。この中から1つ選んでください。

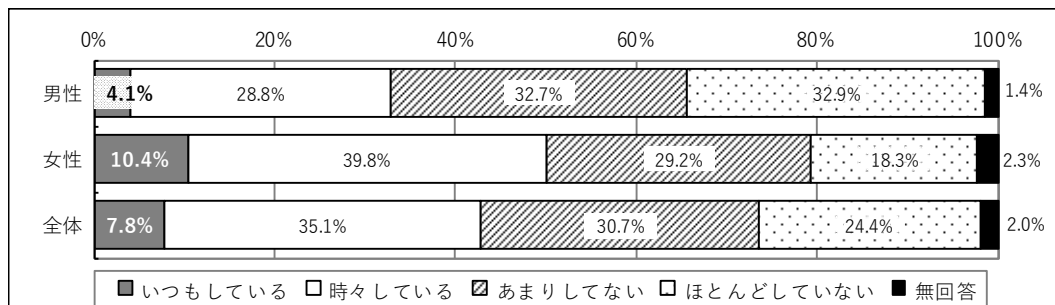


問20 <同居家族がいる方のみお答えください。>

家族と一緒に食べることはどのくらいありますか。次の朝食、夕食それぞれについてこの中から1つずつ選んでください。

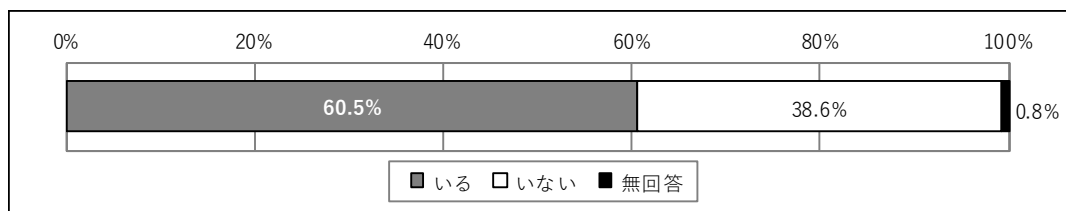


問21 あなたはふだん、外食をするときや食品を購入するときに栄養成分表示を参考にしていますか。この中から1つ選んでください。



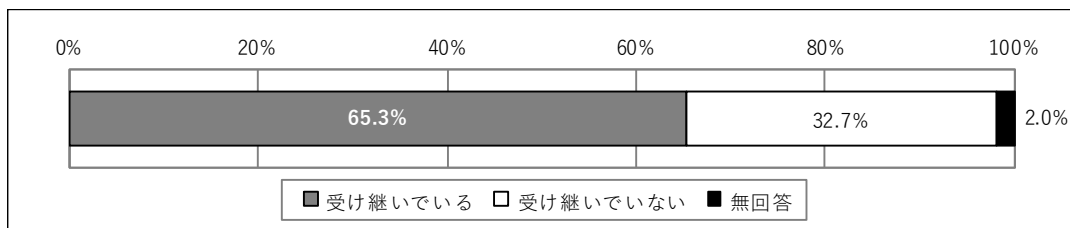
(4) 農林漁業体験について

問22 これまで、あなた又はあなたの家族の中で、田植え（種まき）、稲刈り、野菜の収穫（家庭菜園含む）、家畜の世話などの農林漁業体験に参加したことのある人はいますか。この中から1つ選んでください。



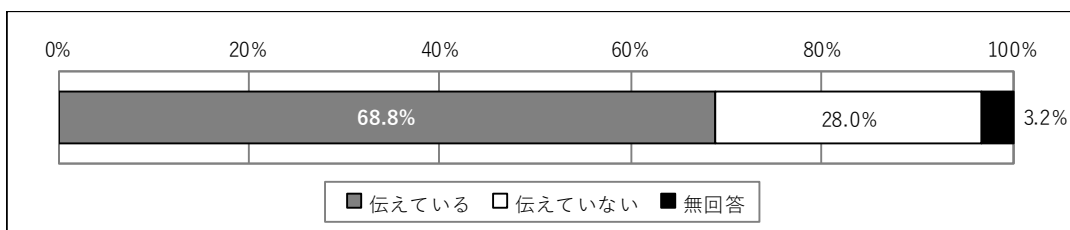
(5) 食文化について

問 23 あなたは、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいますか。この中から1つ選んでください。



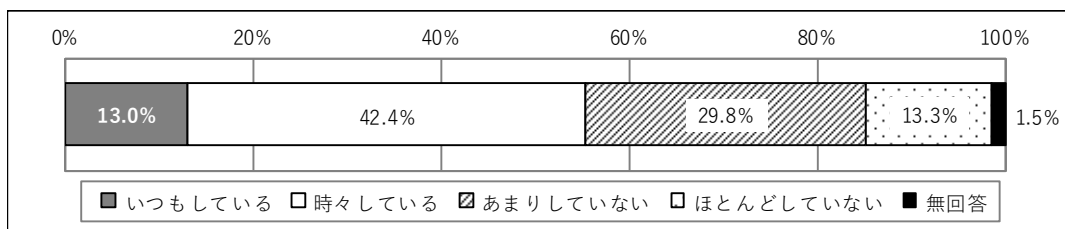
問 24 <問 23 で「受け継いでいる」とお答えいただいた方におたずねします。>

あなたが、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭において受け継いできた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を地域や次世代（子供やお孫さんを含む）に対し、伝えていきますか。この中から1つ選んでください。



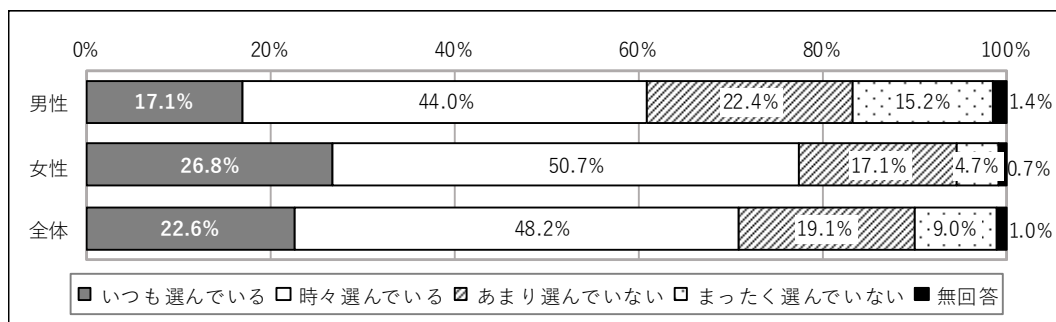
(6) 環境への配慮について

問 25 あなたは、日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいますか。この中から1つ選んでください。



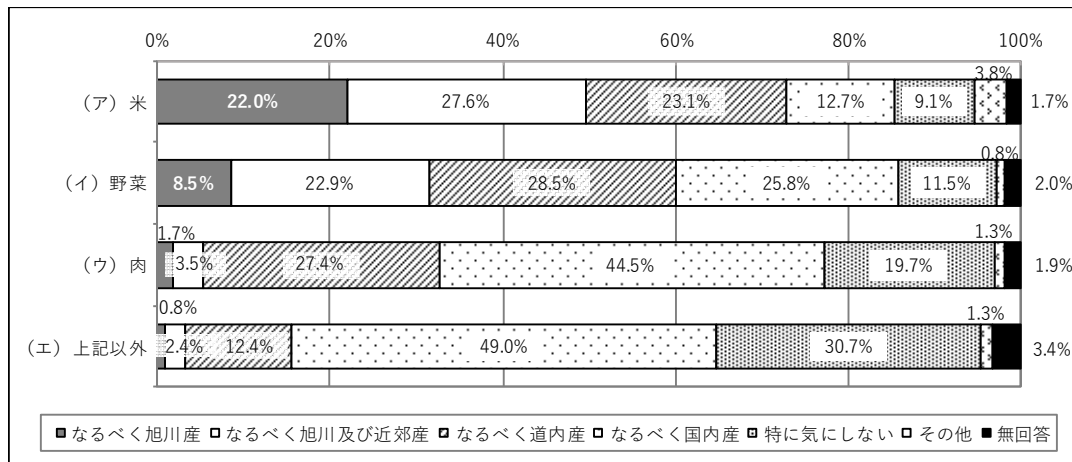
(7) 産地や生産者を意識することについて

問 26 あなたは産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいますか。この中から1つ選んでください。



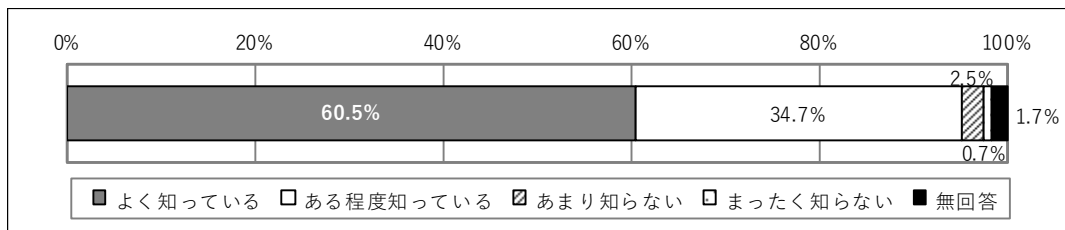
問 27 あなたは、ふだん食べる食材を選ぶ際、産地を意識して購入していますか。(ア) から(エ)までの項目それぞれについて1つずつ選んでください。

((ア) 米を買う場合、(イ) 野菜を買う場合、(ウ) 肉(鶏・豚・牛)を買う場合、(エ) 上記以外の農畜産物や加工食品を買う場合または外食をする際)

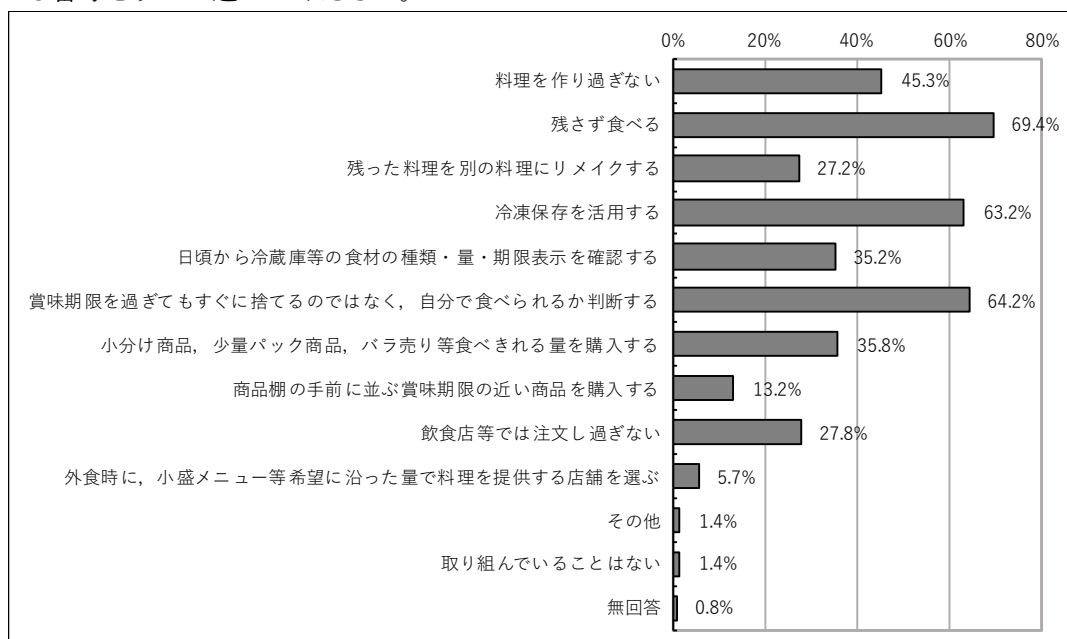


(8) 食品ロスについて

問 28 あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。この中から1つ選んでください。

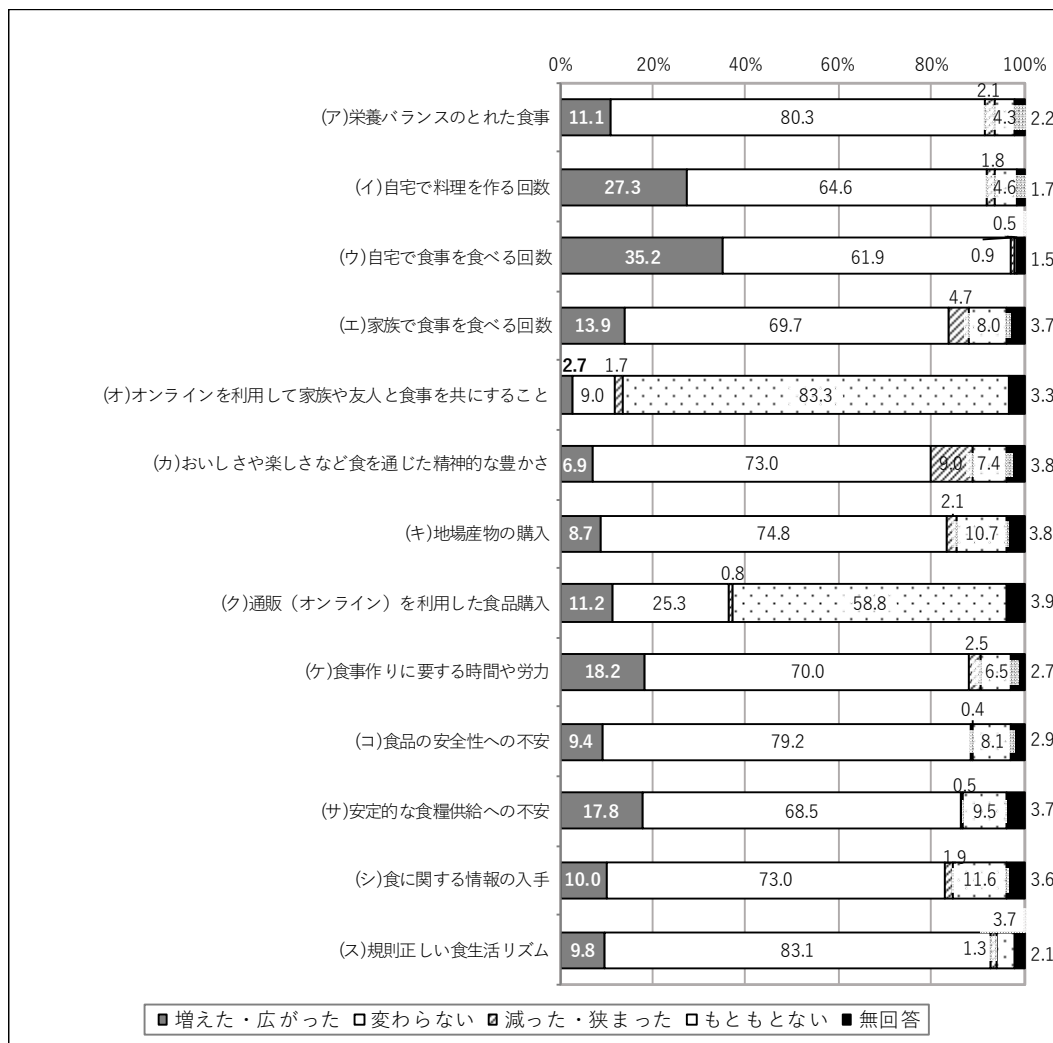


問 29 あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。あてはまる番号をすべて選んでください。



(9) 新型コロナウイルス感染症と食生活について

問30 あなた自身の現在の食生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて変わりましたか。(ア) から (ス) までの項目それぞれについて1つずつ選んでください。



4 令和3年度旭川市栄養調査結果（抜粋）

対象者：20歳から79歳の男女3,200人 有効回答：1,038人（32.4%）

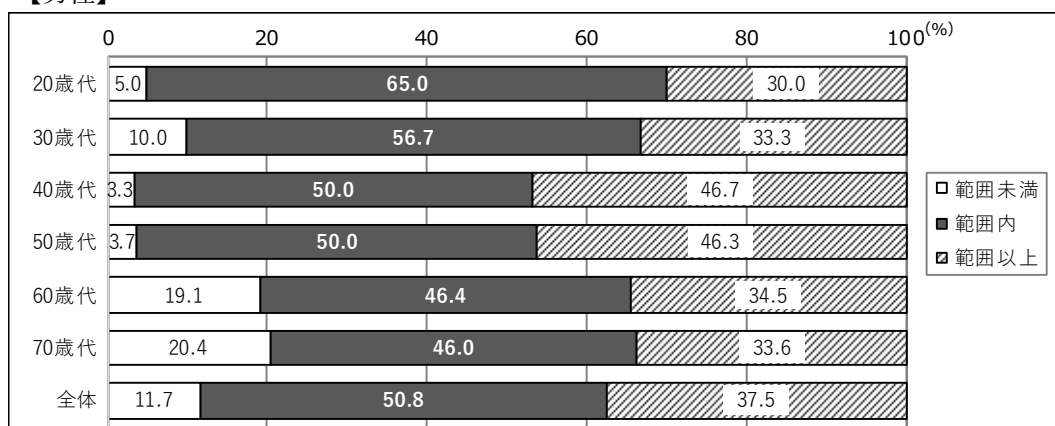
<回答者の属性>

全体	男女別		年代別											
	男性	女性	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1,038	429	609	60	33	30	65	60	107	82	115	84	132	113	157

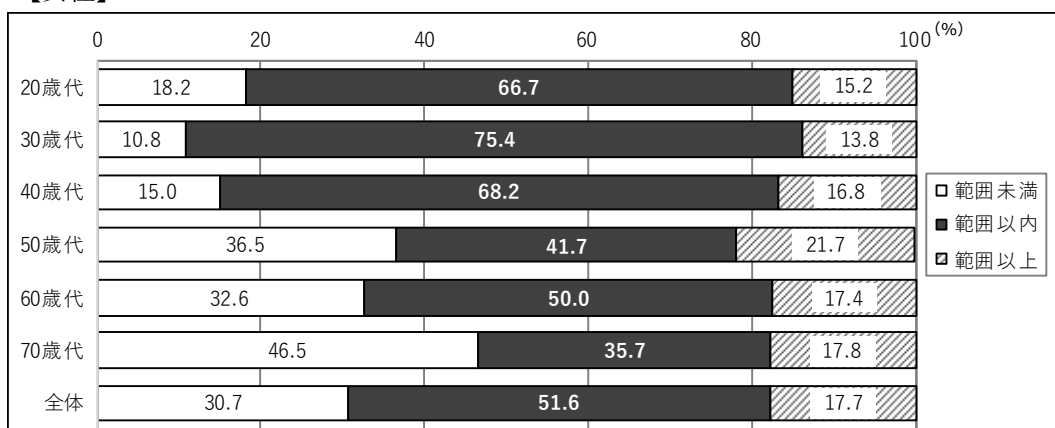
1. 目標とするBMIの範囲の分布状況

年齢（歳）	目標とするBMI（kg/m ² ）
20～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65以上	21.5～24.9

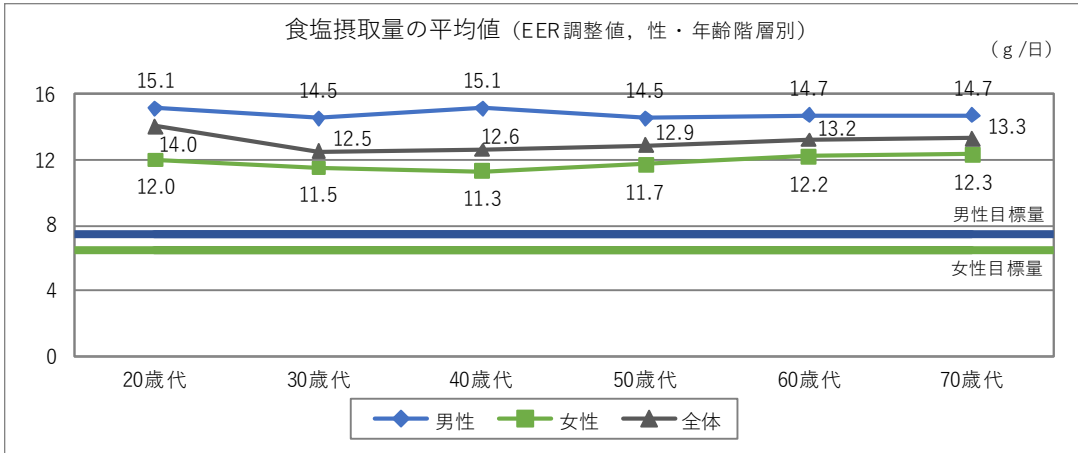
【男性】



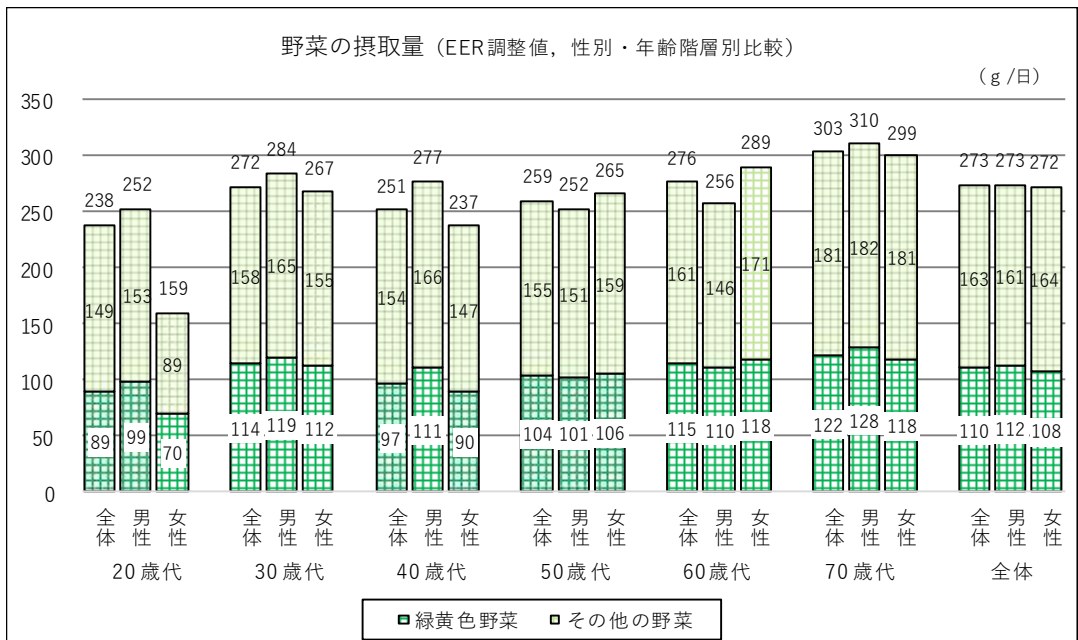
【女性】



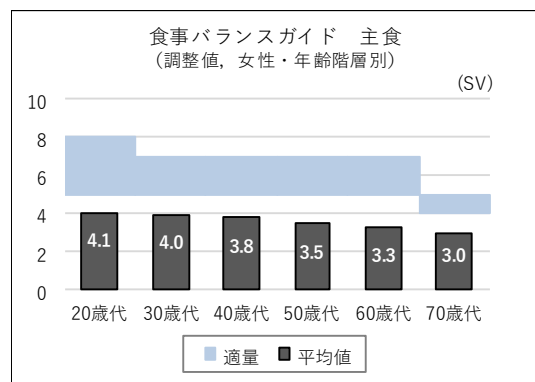
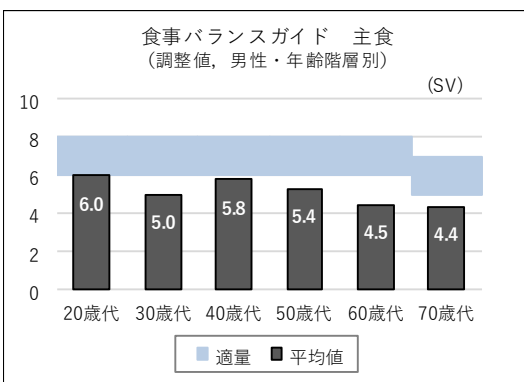
2. 食塩相当量（ナトリウム）の摂取量

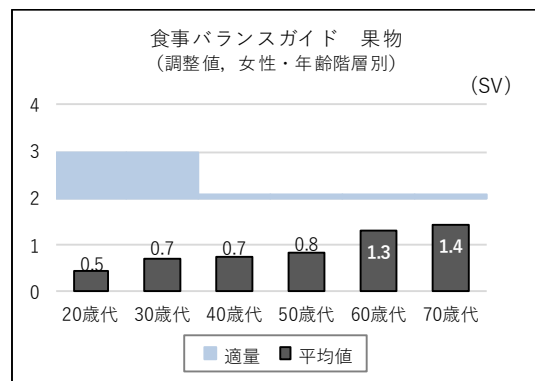
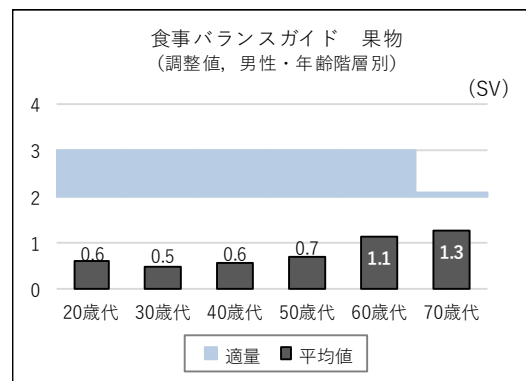
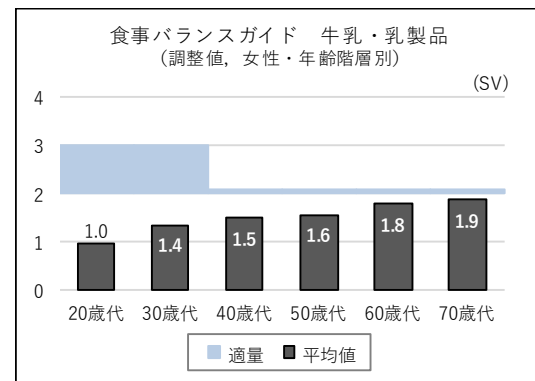
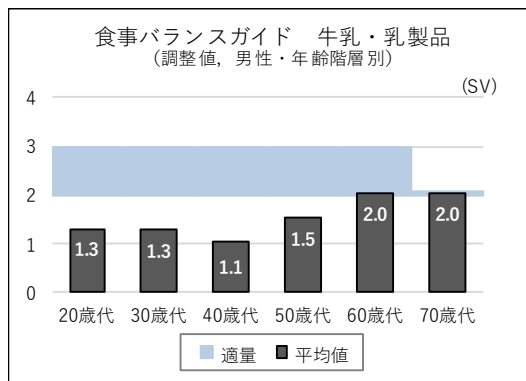
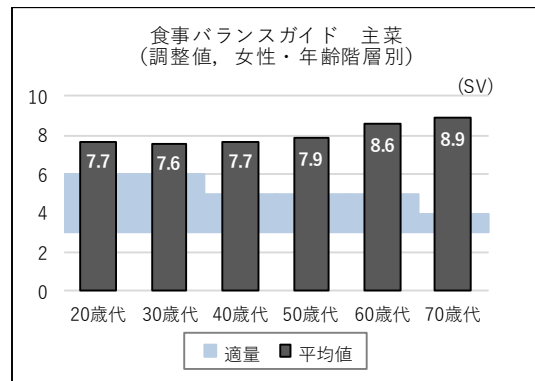
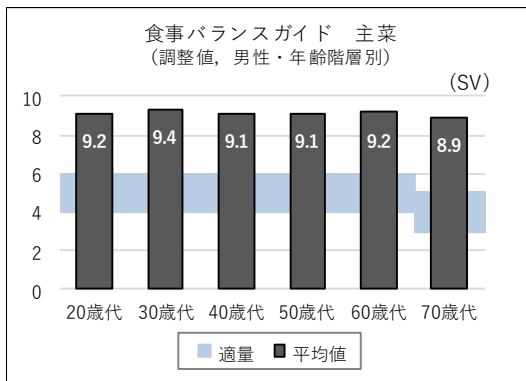
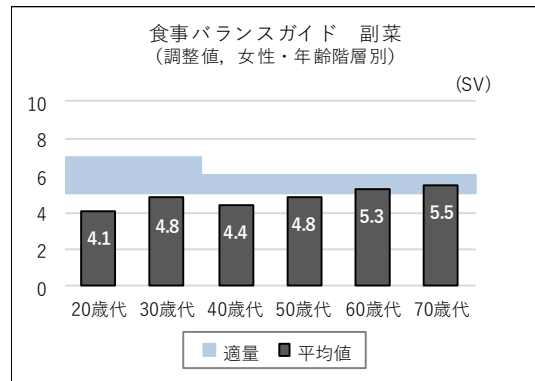
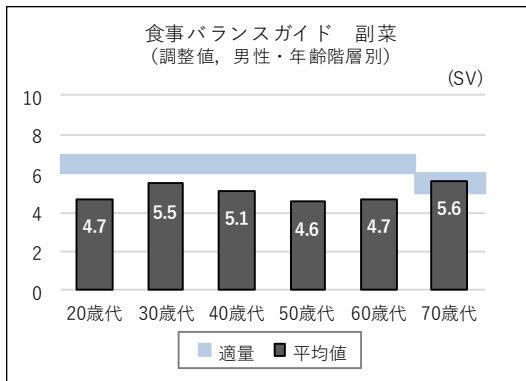


3. 野菜の摂取量



4. 食事バランスガイドでの評価（調整値）





5 食育基本法の概要

(1) 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

(2) 関係者の責務

ア 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。

イ 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

(3) 食育推進基本計画の作成

ア 食育推進会議は、次の事項について食育推進基本計画を作成する。

- ・食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ・食育の推進の目標に関する事項
- ・国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ・その他必要な事項

イ 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

(4) 基本的施策

ア 家庭における食育の推進

イ 学校、保育所等における食育の推進

ウ 地域における食生活の改善のための取組の推進

エ 食育推進運動の展開

オ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

カ 食文化の継承のための活動への支援等

キ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(5) 食育推進会議

ア 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25人以内で組織する。

イ 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

6 第4次食育推進基本計画の概要

国では、令和3年3月に、それまでの食育に関する取組の成果や課題を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間を期間とする「第4次食育推進基本計画」を決定し、食育推進に当たっての基本的な方針や目標を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示しました。

第4次食育推進基本計画の概要は次のとおりです。

(1) 重点課題

ア 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

イ 持続可能な食を支える食育の推進

- 食と環境の調和：環境の環（わ）
- 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪（わ）
- 日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和（わ）

ウ 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

(2) 食育推進の目標（目標値：平成32年度までの達成を目指すもの）

ア 食育に関心を持っている国民を増やす

食育に関心を持っている国民の割合　　《現状値》83.2%　→　《目標値》90%以上

イ 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

《現状値》週9.6回　→　《目標値》週11回以上

ウ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす

地域等で共食したいと思う人が共食する割合

《現状値》70.7%　→　《目標値》75%以上

エ 朝食を欠食する国民を減らす

朝食を欠食する子供の割合　　《現状値》4.6%　→　《目標値》0%

朝食を欠食する若い世代の割合　　《現状値》21.5%　→　《目標値》15%以下

オ 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす

栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数

《現状値》月9.1%　→　《目標値》月12回以上

学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維

- 持・向上した都道府県の割合　《現状値》　－　→　《目標値》90%以上
- 学校給食における国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合　《現状値》　－　→　《目標値》90%以上
- カ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合
 《現状値》36.4%　→　《目標値》50%以上
- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合　《現状値》27.4%　→　《目標値》40%以上
- 1日当たりの食塩摂取量の平均値　《現状値》10.1g　→　《目標値》8g以下
- 1日当たりの野菜摂取量の平均値　《現状値》280.5g　→　《目標値》350g以上
- 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合
 《現状値》61.6%　→　《目標値》30%以下
- キ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合　《現状値》64.3%　→　《目標値》75%以上
- ク ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
 ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合　《現状値》47.3%　→　《目標値》55%以上
- ケ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数
 《現状値》36.2万人　→　《目標値》37万人以上
- コ 農林漁業体験を経験した国民を増やす
 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合
 《現状値》65.7%　→　《目標値》70%以上
- サ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
 《現状値》73.5%　→　《目標値》80%以上
- シ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
 《現状値》67.1%　→　《目標値》75%以上

資料編

- ス 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合
《現状値》76.5% → 《目標値》80%以上
 - セ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合
《現状値》50.4% → 《目標値》55%以上

郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合
《現状値》44.6% → 《目標値》50%以上
 - ソ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合
《現状値》75.2% → 《目標値》80%以上
 - タ 推進計画を作成・実施している市町村を増やす
推進計画を作成・実施している市町村の割合
《現状値》87.5% → 《目標値》100%
- (3) 食育の総合的な促進に関する事項
- ア 家庭における食育の推進
 - イ 学校、保育所等における食育の推進
 - ウ 地域における食育の推進
 - エ 食育推進運動の展開
 - オ 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - カ 食文化の継承のための活動への支援等
 - キ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- (4) 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ア 多様な関係者の連携・協働の強化
 - イ 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ
 - ウ 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
 - エ 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
 - オ 基本計画の見直し

7 旭川市食育推進会議条例（平成 18 年 3 月 24 日 条例第 21 号）

（設置）

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、旭川市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）旭川市食育推進計画を作成すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する基本的事項を調査審議すること。

（組織等）

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）教育関係者
- （3）児童福祉関係者
- （4）消費者団体関係者
- （5）農業関係者
- （6）食品産業関係者
- （7）保健医療衛生関係者
- （8）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたものの
- （9）その他市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（庶務）

資料編

第6条 推進会議の庶務は、保健所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

8 旭川市食育推進会議委員名簿，食育推進関係部局会議構成員名簿

(1) 旭川市食育推進会議委員名簿

No.	氏名	推薦団体等
1	赤澤 ひより	市民公募
2	岩崎 安貴子	(公社) 旭川民間保育所相互育成会
3	内山 七海	市民公募
4	大里 寿江	(公社) 北海道栄養士会旭川支部
5	柿木 和恵	東鷹栖食品加工販売協議会
6	加藤 広章	旭川市小学校長会
7	川邊 淳子	北海道教育大学旭川校
8	岸山 絵里子	旭川大学短期大学部
9	小沼 隆礼	旭川青果物生産出荷協議会
10	近藤 良子	旭川消費者協会
11	土田 早苗	旭川市小学校長会 (栄養教諭)
12	成田 美貴	市民公募
13	藤田 奈々子	北海道全調理師会旭川支部
14	山下 晃史	旭川食品加工協議会
15	吉岡 忍	市民公募
16	渡邊 直子	生活協同組合コープさっぽろ旭川地区本部

(2) 旭川市食育推進関係部局会議構成員名簿

No.	氏 名	所 属
1	向 井 泰 子	保健所地域保健担当部長
2	上 林 宏 次	保健所次長（歯科医師）
3	主 藤 肇	保健所次長（保健総務課長）
4	渡 辺 顕 久	保健所次長（健康推進課長）
5	阿 保 理恵子	保健所 保健指導課長
6	尾 崎 誠 人	保健所 衛生検査課長
7	鳴 海 秀 一	福祉保険部 長寿社会課長
8	坂 本 剛	子育て支援部 こども育成課長
9	小 池 享 司	環境部 廃棄物政策課長
10	住 吉 俊 彦	経済部 産業振興課長
11	杉 山 利 勝	農政部 農業振興課長
12	辻 並 浩 樹	学校教育部次長（教育指導課長）
13	佐 瀬 英 行	学校教育部 学校保健課長
14	谷 口 敦 哉	社会教育部次長（公民館事業課長）

事務局：保健所保健指導課

9 用語説明

索引	用語	用語説明
ア行	あさひかわ食の健康づくり応援の店	栄養・健康情報の提供やメニューにエネルギー等の栄養成分表示を行い、市民の健康的な食生活を応援している飲食店等。併せて、健康に配慮した対応やメニューの提供も行っている。
	SDGs (えすでいじーず)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2015年の国連サミットで採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標、それぞれに対応するアイコンがある。)と169のターゲット(下位目標)から構成されている。すべての関係者の役割を重視し、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に統合的に取り組むこととしている。
カ行	加工食品	品質保存、有効利用、安定供給を目的として、食品を調味や加熱等したもののこと。栄養成分表示においては、業務用加工食品か、それ以外の一般加工食品かによってルールが異なる。
	北のクリーン農産物表示制度 (YES!clean)	道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料、化学合成農薬の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、マークと化学肥料等の栽培情報を表示する北海道独自の制度。
	共食 (きょうしょく)	家族等が食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。旭川市におけるグリーン・ツーリズムの施設認定については、対象となる区域、施設の種類等が決まっている。
	クリーン農業	堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

資料編

索引	用語	用語説明
カ行	子ども食堂	<p>子どもが「自宅でも学校でもなく居場所と思えるような場所」のひとつとして、子どもやその保護者に対し、無料又は安価で食事を提供する場所。</p> <p>共食の機会であることに加え、地域ぐるみでの子どもの見守りや多世代交流の場としても機能している。</p>
サ行	収去検査 (しゅうきょけんさ)	国が定める基準に違反していないかを確認するため、保健所が、食品関係施設から必要最小限の検体を採取して行う検査。
	消費期限	未開封かつ記載された保存方法を守った上での、「安全に食べられる」期限。急速に傷みやすい食品(惣菜、食肉、生菓子等)に表示される。年月日で表示。
	賞味期限	<p>未開封かつ記載された保存方法を守った上での、「おいしく食べられる」期限。期限を超えた直後に安全性まで損なわれるとは限らないため、期限後でもまだ食べられるかは消費者が判断することとなる。比較的傷みにくい食品(乾麺、スナック菓子等)に表示される。年月日で表示するが、製造日から期限までが3か月以上ある食品の場合は、年月のみの表示も可。</p> <p>なお、長期間保存しても品質の変化がごく少ない一部の食品(食塩、砂糖、アイスクリーム類等)は、賞味期限の表示を省略することが可能。</p>
	3R (すりーあーる)	リデュース(Reduce:廃棄物の発生抑制)、リユース(Reuse:再利用)、リサイクル(Recycle:再生利用)からなる、循環型社会を目指した廃棄物対策の取組。これらにリフュース(Refuse:不要品を買わない、断る)を加えて4Rとする場合もある。
タ行	地産地消 (ちさんちしょう)	「地域で生産された物をその地域で消費すること」を基本とした活動。新鮮な食材の提供・入手に繋がるほか、直売所等を通じた生産者と消費者の信頼関係の構築やニーズの把握、輸送にかかる環境負荷の軽減、「食」や「農」についての理解の促進等が期待される。
	都市農村交流人口	農業体験等で農村地域を訪れる都市住民の数のこと。
ナ行	中食 (なかしょく)	惣菜、デリバリーなどを利用し、家庭外で調理・加工されたものを家庭や職場などで食べること。

索引	用語	用語説明
ハ行	H A C C P (ハサップ)	衛生管理の手法で、Hazard Analysis and Critical Control Point の略。 事業者自らが、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、それらの要因を除去・低減させるため特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとするもの。
	ピクトグラム	情報や注意などを単純な絵、図形などで示す案内記号のこと。
	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（又は Act，改善）→改善内容を踏まえて再度，計画→実行……，という一連のプロセスを繰り返しながら内容の向上を図る手法のこと。
	フレイル	食料の総輸送量と距離をかけた指標で、食料の輸送による環境負荷の把握等に役立てられる。
	フードマイレージ	リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制），リユース（Reuse：再使用），リサイクル（Recycle：再生利用）からなる，循環型社会を目指した廃棄物対策の取組。これらにリフューズ（Refuse：不要品を買わない，断る）を加えて 4 R とする場合もある。
マ行	未利用食品	本来食べられる状態であるにも関わらず，規格外品，過剰生産，給食・イベント等の中止などの理由で，持ち主が利用できない食品のこと。
ラ行	リスクコミュニケーション (意見交換会)	リスク分析の全過程において，リスク評価者，リスク管理者，消費者，事業者，研究者，その他関係者間で，情報や意見を互いに交換すること。

第4次旭川市食育推進計画

おいしいものをおいしく食べよう
～食は生きる力～

発行 旭川市
発行年月 令和5年3月
問合せ先 旭川市保健所保健指導課
〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎
電話 0166-26-1111 (代表)
メール hokensidou@city.asahikawa.lg.jp